

## 公益財団法人ふるさと島根定住財団 活動状況等公表に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、財団の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (財団の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 別表に規定する対象資料を閲覧または謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (公表の方法)

第4条 財団は、法令およびこの規程の定めるところに従い、公告、公表、資料の事務所備え置き等の方法により、活動状況等の公表を行うものとする。

2 前項の規定による公表の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

### (公告)

第5条 財団は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第46条の方法によるものとする。

### (公表)

第6条 財団は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」を対象として、次条に定める事務所備え置き等の方法により行うものとする。

### (資料の事務所備え置き)

第7条 財団は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 財団は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りではない。

### (閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 財団の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 前項の書類の閲覧等が可能な日は、次の各号に掲げる日を除く日とし、閲覧の時間は、業務時間である午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、財団は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号で掲げる日を除く。）

（閲覧等に関する事務）

第9条 閲覧希望者から別表に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧等受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費を徴収する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、活動状況等の公表に関し必要な事項は理事長が別に定める。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年11月24日から施行する。

[別表]

対象書類等の名称	保存期間
1 定款	永年
2 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	1年
3 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、これらの附属明細書 監査報告書	5年
4 (1) 理事、監事及び評議員名簿 (※1) (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 (3) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを 記した書類	5年
5 評議員会議事録	10年
6 理事会議事録	10年
7 会計帳簿 (※2)	10年

上記各対象書類のうち、以下の書面の閲覧等については、それぞれ以下の者に限られるものとする  
(ただし、裁判所の許可を得た者はこの限りでない)。

(※1) 理事、監事及び評議員名簿 (住所の記載に限る) : 評議員

(※2) 会計帳簿 : 評議員及び債権者

様式1

## 閲覧等申請書

公益財団法人ふるさと島根定住財団  
理事長 様

申請月日 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

以下の通り、( 閲覧 ・ 謄写 ) を申請します。(該当するものを○で囲んでください)

なお、私(申請者)は、下記の目的に従って閲覧等した書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約します。

閲覧等の目的

閲覧等対象資料 (該当するものを○で囲んでください)

- 1 定款
- 2 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 3 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、これらの附属明細書
- 4 監査報告書
- 5 理事、監事及び評議員名簿 (※1)
- 6 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- 7 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
- 8 議事録 (評議員会・理事会)
- 9 会計帳簿

